

町行政改革に対する意見募集

町では現在、平成20年度を始期とする第4次行政改革大綱について、次の基本方針に基づき策定作業を進めています。

つきましては、行政改革の取り組みについての意見、要望等を募集します。

大磯町第4次行政改革大綱策定に向けての基本方針（抜粋）

（前略）

本町においては、複雑多様化する行政需要に対処するため、昭和62年に第1次行政改革大綱及び実施計画を策定し、以来2回にわたり改定を加えて徹底した行政改革に取り組んできました。

しかし、少子高齢化や環境問題等の重要課題に対する行政負担はますます重くなり、さらに地方分権に伴う権限移譲の進展等により、人材・財源の限られた本町において行政運営はさらに厳しさを増しています。

このような状況の中で、総合計画事業を推進し、「人にやさしい大磯」・「活力ある町民との協働社会」を実現して「元氣な大磯」を目指すため、以下の方針により第4次行政改革大綱を策

定し、引き続き積極的な行政改革を推進します。

《行政改革大綱策定方針》

1. 策定体制

（1）庁内機関である「大磯町行政改革推進本部」及び町長の諮問機関である「大磯町行政改革推進委員会」での審議を中心に、全庁的な取組により進めます。

（2）行政改革推進本部には、必要に応じて専門部会を設置します。

2. 策定要領

（1）第4次行政改革大綱は、第3次行政改革大綱の実績、「大磯町の行政改革の推進について（平成17年11月 大磯町行政改革推進委員会）」及び町民の意見を踏まえた見直しを図ります。

（2）広く町民の意見を把握するため、広報やホームページを通じて素案に対する意見募集を実施する等、必要な措置を講じます。

（3）各年度の具体的な取組内容を示した実施計画を策定します。

（4）財政計画に基づく数値目標を設定します。

（5）大綱及び実施計画を策定したときは、広報やホームページ等を通じて町民に公表し、進捗状況についても適宜周知を図ります。

意見募集要領

▼件名 「町行政改革について」

※第3次行政改革の概要等は、町ホームページ又は町民情報コーナー（役場本庁舎1階及び国府支所1階）で閲覧することができます。

▼募集期間 11月14日（水）まで（必着）

▼提出方法 住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、①郵送又は持参②ファックス③emailのいずれかで提出。

▼公表 提出された意見は、住所（地番部分）、氏名及び電話番号を除き公表を予定していません。

▼提出先 大磯町企画室宛
①〒255-8555（住所記入不要）
②ファックス (61) 1991
③email seisaku@town.oiso.kanagawa.jp

※提出の際には、必ず「件名」を明記してください。

◎問い合わせ
企画室 ☎内線205

「1市1町ごみ処理広域化実施計画（案）」への意見募集

町では、平塚市との1市1町で、市や町の枠を超えた「ごみ処理広域化」に取り組んでいきます。

現在、廃棄物処理の現状と課題を抽出し、広域処理施設の整備計画や施設が完成するまでの過渡期の対応等を検討し、協同で取り組むための「1市1町ごみ処理広域化実施計画」の策定作業を進めています。

7月に「1市1町ごみ処理広域化実施計画骨子案」について意見募集を行いました。骨子案に提出された意見等を考慮し、このたび「1市1町ごみ処理広域化実施計画（案）」をまとめましたので、この実施計画（案）について、意見等を募集します。

▼提出用紙

役場1階情報コーナー、国府支所、環境美化センターにある「意見等提出票」を使用してください。また、1市1町ごみ処理広域化推進会議ホームページからダウンロードできます。

▼提出期間

11月30日（金）まで
（ただし、持参の場合は、土日祝日を除く）

▼提出先

①役場1階町民課窓口、国府支所、環境美化センター
②平塚市資源循環課（1市1町ごみ処理広域化推進会議事務局、〒254-8686平塚市浅間町9-1・FAX(21)9603）
※持参・郵送・FAXのほか、メールも可。意見等に対する個々の回答は行いませんが、1市1町ごみ処理広域化推進会議ホームページなどを通じて、一括して公表します。

◎問い合わせ

環境美化センター
☎(72) 4438